

2020年4月25日

会員各位

一般社団法人 日本カイロプラクターズ協会
役員会

緊急事態宣言発令に伴う休業要請施設について

緊急事態宣言の発令を受け、会員からカイロプラクティック・オフィス（治療院）が休業要請施設に該当するか否かについての質問が寄せられていますので、政府機関からの回答と共に当会の見解を以下に述べます。

記

- 1) 日本カイロプラクターズ協会の公式見解は、国際標準（WHO 基準）のカイロプラクティック・オフィス※は、人々の健康を支え、社会生活を維持するうえで必要な医療（ヘルスケア）施設であり、他の医療施設に準ずるとの認識です。

※ 日本カイロプラクターズ協会会員および日本カイロプラクティック登録機構登録者の施設

- 2) 厚生労働省は、玉石混交であるカイロプラクティック業界において、医療（ヘルスケア）として扱われる国際標準（WHO 基準）のカイロプラクターの質や日本カイロプラクターズ協会の役割を十分に理解しています。

- 3) 休業要請施設の取り扱いについては、厚生労働省の管轄外であり、各都道府県の判断となります。各都道府県（地方自治体）の休業要請施設の取り扱いに基づき、短縮営業や休業については各オフィス（治療院）で判断してください。

- 4) 地方自治体の例として、東京都ではカイロプラクティックの名称を用いる施設が整体院の分類に含まれるとの見解があります。さらには休業要請に関しては施設ごとの独自判断としています。これは主として、緊急事態措置窓口担当者の認識不足に起因し、カイロプラクティックが慰安行為であるとの誤解によるものです。前記の通り、当会では国際標準（WHO 基準）のカイロプラクティックは慰安行為ではなく医療（ヘルスケア）として身体機能の維持を目的とした専門職であると考えています。

- 5) 緊急事態宣言発令中にカイロプラクティック・オフィスを営業する際には、適切な感染防止対策を行ってください。当会からは、「新型コロナウイルス感染症予防・拡大防止に関する注意事項」を公表しています。

以上

上記の通り、当会は、国際標準（WHO 基準）のカイロプラクティック・オフィス（治療院）は社会生活を維持するうえで必要な医療施設に準ずるとの立場です。そのため、短縮営業や休業に関しては各オフィスで判断してください。多くの地方自治体が東京都の休業要請施設リストを参考としていますが、詳細は各都道府県のホームページをご覧ください。

<参考>

- 新型コロナウイルス感染症対策
<https://corona.go.jp/>
- 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針
令和 2 年 3 月 28 日（令和 2 年 4 月 16 日変更）
https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_0416.pdf
- 厚生労働省：新型コロナウイルス感染症について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- 厚生労働省：新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。
<https://www.mhlw.go.jp/content/000617981.pdf>
- 公益社団法人日本ペストコントロール協会：新型コロナウイルス対策
自分で行う消毒マニュアル
[https://www.pestcontrol.or.jp/Portals/0/resources/pdf/2020/【0406 版】自分で行う消毒マニュアル%EF%BC%88JPCA%EF%BC%89.pdf](https://www.pestcontrol.or.jp/Portals/0/resources/pdf/2020/【0406版】自分で行う消毒マニュアル%EF%BC%88JPCA%EF%BC%89.pdf)
- 一般社団法人日本カイロプラクターズ協会：カイロプラクティック・オフィスにおける
新型コロナウイルス感染症予防・拡大防止に関する注意事項
https://www.jac-chiro.org/pdf/pressrelease/2020_4_17_document.pdf
- 日本カイロプラクティック登録機構
<https://www.chiroreg.jp/>

- 世界カイロプラクティック連合
<https://www.wfc.org/website/>
- 米国国土安全保障省：社会基盤を構成する必要不可欠な労働力のガイダンス：COVID19 対応として社会及び国家の強靱化の確保
https://www.cisa.gov/sites/default/files/publications/CISA_Guidance_on_the_Essential_Critical_Infrastructure_Workforce_Version_2.0_Updated.pdf
- WHO：WHO guidelines on basic training and safety in chiropractic
<https://apps.who.int/iris/handle/10665/43352>
- 厚生労働省：カイロプラクティック「統合医療」
<https://www.ejim.ncgg.go.jp/public/overseas/c02/04.html>
- 独立行政法人中小企業基盤整備機構：カイロプラクティックサロン「J-Net21」
<https://j-net21.smrj.go.jp/startup/guide/medical/06001.html>